

「保険会社向けの総合的な監督指針（案）」に対する意見及びそれに対する金融庁の考え方

番号	意見の該当箇所	意見の概要	意見	提出者	回答
1	全般	指針(案)の書き振りが、個々の項目において、生命保険・損害保険のいずれを対象としているものが不明瞭であり、できるかぎり明示してほしい。	対象が生保・損保・共通のいずれなのかがわかりにくい記述が見られるため、監督の趣旨・方向性の理解が困難である。 一つ例をあげると、P173のIV-1-15には「団体保険または団体契約の取扱」とあり、生命保険および損害保険共通を想像させる表現となっている一方で、記載の内容は「第I種から第IV種」等生命保険を対象としたものであるような記述となっており、対象が不明確である。	FNLIA	基本的に生保・損保の別が定められていない限り、共通のものとして記載しています。 なお、ご指摘の部分についても対象を生保及び損保共通としていますが、ご指摘を踏まえ明確化のため、IV-1-15(2)について、「被保険団体の区分（全員加入団体、任意加入団体）及び団体の区分（第I種から第IV種等）に応じて、例えば一契約の最低被保険者数及び最高保険金額倍数が定められているか。」に改めることとします。
2	全般	指針(案)において、支店形態での免許を受けた外国保険会社等が特に留意すべき点が記載されておらず、可能であれば、できるかぎり明示してほしい。	II-2-5-5やII-2-7-2(3)②において、支店形態での免許を受けた保険会社等に対する取扱いが記載されているが、その他の保険監督の評価項目や保険監督に係る事務処理上の留意点において、留意すべき監督上の視点、特にII-1経営管理におけるそれを可能な限り明示いただきたい。	FNLIA	本監督指針は保険会社の実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てを各々の保険会社に一律に求めているものではありません。各評価項目等について字義通りの対応がなされていれば十分というのではなく、支店形態での免許を受けた保険会社等においても、その形態に沿った経営管理等が適切に行われることが重要と考えます。

3	全般	本指針（案）が、少額短期保険業者に適用されるのかを確認したい。	少額保険業者が取扱える商品は、保険会社が取扱っている商品と重複することが想定されること、特に商品審査等の基準が両者において大きく乖離していれば競争条件の公平性が担保されていないことから、両者に対する規制、特に保険商品に係る規制に関して整合性を保つことが必要であると考えます。	FNLIA	本監督指針は、現時点において少額短期保険業者を対象としているものではありません。少額短期保険業者のあり方については、今後、少額短期保険業者にかかる保険業法の施行に向け、検討を行っていくこととしています。
4	全般	本監督指針の適用時期および猶予期間等について明記いただきたい	この監督指針に沿った対応をとるためには時間を要する事項もあると思われ、猶予期間等を考慮後、実施時期を明確化いただきたい。	生命保険協会	本監督指針は、従来の事務ガイドラインをベースに、体系的に整理したものであり、新たな規制を課すものではなく、基本的に公表後直ちに適用されるものと考えます。しかし、Ⅱ-3-3-9「銀行等に対する保険募集の委託」については、平成17年12月22日を実施時期といたします。
5	全般	保険会社のコスト負担、事務負担に配慮いただき、真に必要な報告に限定頂きたい。	モニタリング頻度やデータが増加するような印象を受けるが、事業者側のコスト負担、事務負担に配慮いただき、真に必要な報告に限定をお願いしたい。	損害保険協会	多様化、高度化する消費者ニーズに対応する商品開発や価格設定が求められるなか、保険契約者保護を図っていく観点から、保険会社の経営の健全性の状況を常時把握するために保険会社に必要なデータを求めていかなければならないと考えます。 その際、求めていくデータが重複するなど、保険会社の負担が過重なものとなることのないよう留意してまいります。

6	I-1-1 保険監督の目的と監督部局の役割	本監督指針における、事前監督制度と事後監督制度の枠組みの考え方を示して頂きたい。	モニタリングシステムは、事後監督制度における監督手法であるが、保険業においては、金融機関中最も実質的事前監督制度である商品認可制度が残存しており、本監督指針における、事前監督制度と事後監督制度の枠組みの考え方を示して頂きたい。	損害保険協会	消費者ニーズが多様化、高度化するなかで、保険商品に内在するリスクも広範囲に及んでおり、また、保険商品にはその仕組みが消費者にとって分かりにくいといった指摘もなされています。このような保険商品の特性等に鑑み、あらかじめ保険契約者間の公平性等について必要に応じてチェックを行う商品認可と、保険商品の販売状況や責任準備金等の積立状況等についてチェックを行うモニタリングなどを相互に連携させて、適切に組み合わせることにより、保険契約者等の保護を図っていくことが必要と考えています。
7	I-1-1 保険監督の目的と監督部局の役割	「具体的には、保険会社に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求め等により、保険会社の業務の状況を常に詳細に把握するとともに」と記載されている箇所を修正されてはどうか。	「具体的には、保険会社に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求め等により、保険会社の業務の状況を常に詳細に把握するとともに」とあるが、本規定の根拠条文である保険業法第128条の「内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るために必要があると認めるときは、保険会社に対し、その業務又は財産の状況に関し、報告又は資料の提出を求めることができる」との文言と、ニュアンス上の相違がある。 I-1-1 は、本監督指針の総則に相当する規定であり、保険業法の文言に忠実であるべき。「具体的には、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るために必要があると認めるときは、保険会社に対し、その業務又は財産の状況に関	損害保険協会	本項目は、保険業法第128条の規定のみをもとに記載しているのではなく、保険監督に関する基本的考え方を記載しているものです。

			し、報告又は資料の提出を求めるとともに」と修正されてはどうか。		
8	I-1-2(3) 保険会社の自主的な努力の尊重	監督当局の役割は、保険会社の経営への直接的な介入ではなく、保険会社において、市場による規律やコーポレート・ガバナンスが機能するための仕組みをつくることだと認識している。それを明確にするために修正されてはどうか。	監督当局の役割は、一義的には、保険会社におけるコーポレート・ガバナンスと、市場の参加者（保険契約者、投資家等）による規律付けが適切に機能していることをモニタリングし、問題がある場合は、それらが適切に機能するよう所要の改善策を実施することにある。その意味で監督当局の役割は、保険会社の経営への直接的な介入ではなく、保険会社において、市場による規律やコーポレート・ガバナンスが機能するための仕組みづくりにあることを明確にすべきである。（監督当局が目指すべきは、自律的な規律の発揮であり、尊重すべきは、発揮された規律である。）そこで表現としては「監督当局は、私企業である保険会社について、市場の参加者による規律づけや、株主・社員等によるガバナンスが適切に機能していることをモニタリングし、問題がある場合は、それらが適切に機能	損害保険協会	原案においても、保険会社の経営への直接的な介入でないことは明らかとなっており、コメントの趣旨については原案に反映されているものと考えます。

			<p>するよう所要の改善策を実施していく立場にある。保険会社監督に当たっては、このような立場を十分に踏まえ、市場や保険会社によって自律的に発揮される規律や、保険会社の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。」とすべきではないか。</p>		
9	I - 2 監督指針策定の趣旨	<p>本監督指針に記載されていることが、個々の保険会社の実状と異なる場合であっても、それが法令違反のように行政処分等の不利益処分の対象となるものではないことを確認したい。</p>	<p>本監督指針は、監督当局としての保険会社監督の基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点等を整理したものであるとされており、保険会社としてもその内容・趣旨を尊重するものであるが、本監督指針に記載されていることが、個々の保険会社の実状と異なる場合であっても、それが法令違反のように行政処分等の不利益処分の対象となるものではない（保険会社の遵守すべきルールそのものではない）ことを確認したい。</p>	損害保険協会	<p>本監督指針の「基本的考え方」で述べているとおり、本監督指針は保険会社の実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てを各々の保険会社に一律に求めているものではありません。</p>
10	II - 1 経営管理	<p>代表取締役ないし取締役の責任の明確化を図っているが、その意図を確認したい。</p>	<p>代表取締役ないし取締役の責任の明確化を図っているが、これは、今後とも進められていく自由化対応について、経営としての自主性を尊重することの現われであり、自主的判断にあたって、経営陣のガバナンス（自己責任）により決定されることを求めているものと理解して良いか。</p>	損害保険協会	<p>経営陣として、経営管理責任を果たすことを求めるという趣旨です。</p>

11	Ⅱ－１－２主な 着眼点	並び順として、「取締役会」の前に「代表取締役」が来るのは違和感がある。本規定はむしろCEOに近いものではないか。	並び順として、「取締役会」の前に「代表取締役」が来るのは違和感がある。本規定はむしろCEOに近いものではないか。	損害保険協会	現行の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「金融コングロマリット監督指針」、「保険検査マニュアル」と同じ記述であり、趣旨は明確であるため、違和感はないと考えます。
12	Ⅱ－１－２主な 着眼点	具体的に委員会等設置会社の場合、どのように読み替えたらいいか判断がつかないので、具体的に明示頂きたい。	従来の監査役会のある会社をベースに記載されているため、委員会等設置会社に関する読み替え規定はあるが、具体的に委員会等設置会社の場合、どのように読み替えたらいいか判断がつかない。取締役及び取締役会で必要最低限決定すべき事由は何か、また、取締役会から業務を委任された執行役は具体的にどのような手順や観点で対応したらよいかを、明示して頂きたい。例えば、代表取締役は委員会等設置会社においては、代表執行役のことを言うものと思われるがそれでよいか。	損害保険協会	委員会等設置会社における取締役、取締役会、各委員会、執行役等については、その名称にかかわらず、与えられた権限を適切に行使しているかどうかといった観点から、本監督指針の趣旨を踏まえ、それぞれの委員会等設置会社における実態に即して検証を行うこととしています。

13	Ⅱ－１－２（２） 取締役及び取締役会①	「代表取締役等の独断専行を牽制・抑止し」とあるが、「代表取締役等の業務執行に関し、適切に牽制機能を発揮し」に修正してはどうか。	「代表取締役等の独断専行を牽制・抑止し」とあるが、取締役の監視機能としては、独断専行のみではないため、「代表取締役等の業務執行に関し、適切に牽制機能を発揮し」にすべきではないか。独断専行か否かは、自己責任であり、監督当局の判断は困難ではないか。	損害保険協会	現行の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「金融コングロマリット監督指針」、「保険検査マニュアル」と同じ記述であり、趣旨は明確であるため、修正の必要はないと考えます。
14	Ⅱ－１－２（２） 取締役及び取締役会①	「代表取締役等」の「等」は何を想定しているのか。	「代表取締役等」の「等」は何を想定しているのか。社外取締役を想定すると、後段の文章だけでもよいのではないか。（「取締役会への積極的参加」以外に、代表取締役等への牽制・抑止機能を求められていると解することができる）	損害保険協会	他の取締役を想定しています。 因みに、現行の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「金融コングロマリット監督指針」、「保険検査マニュアル」と同じ記述であり、修正の必要はないと考えます。
15	Ⅱ－１－２（２） 取締役及び取締役会④	担当取締役に求められる能力は真実を見抜く経営能力であり、個別の手法に関するものではないので、修正してはどうか。	「の手法について深い認識と理解」とあるが、担当取締役に求められる能力は真実を見抜く経営能力であり、個別の手法に関するものではないのではないかと削除して欲しい。	損害保険協会	現行の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「金融コングロマリット監督指針」、「保険検査マニュアル」と同じ記述であり、趣旨は明確であるため、修正の必要はないと考えます。

16	Ⅱ－１－２（２） 取締役及び取締役会④	合議体である取締役会が「認識し」「重視」していることはどのように確認するのか。また、執行役員制度を導入している企業が多いことから「特に担当取締役等は」といった記載が適しているのではないか。	合議体である取締役会が「認識し」「重視」していることはどのように確認するのか。また、執行役員制度を導入している企業が多いことから「特に担当取締役等は」といった記載が適しているのではないか。	損害保険協会	現行の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「金融コングロマリット監督指針」、「保険検査マニュアル」と同じ記述であり、趣旨は明確であるため、修正の必要はないと考えます。
17	Ⅱ－１－２（２） 取締役及び取締役会⑤	「取締役会は、…、社内に周知しているか」は、取締役会は決議・監督機関であるので「、社内に周知し」を削除して頂きたい。	「取締役会は、…、社内に周知しているか」は、取締役会は決議・監督機関であるので「、社内に周知し」を削除して欲しい。	損害保険協会	現行の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「金融コングロマリット監督指針」、「保険検査マニュアル」と同じ記述であり、趣旨は明確であるため、修正の必要はないと考えます。

18	Ⅱ－１－２（５） 内部監査部門 文末参考	経営管理に関する監督にあたっての着眼点は金融検査マニュアルが参考となると記載されているが、本監督指針案全体と金融検査マニュアルとの関係はどうなるのか。	経営管理に関する監督にあたっての着眼点は金融検査マニュアルが参考となると記載されているが、本監督指針案全体と金融検査マニュアルとの関係はどうなるのか。例えば、現行ガイドラインにある審査管理体制の充実強化、資産自己査定のあるあり方については、本箇所にある金融検査マニュアルを適用するというので、削除されたとの解釈でよいか。	損害保険協会	<p>本監督指針は、保険会社の監督事務に関し、基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整理したものです。</p> <p>わが国の保険監督システムは、いわゆる検査部局が担当する「オンサイト」と監督部局が担当する「オフサイト」の双方のモニタリング手法から構成されており、実効性の高い保険監督を実現するためには、両部局が適切な連携の下に、それぞれの機能を発揮することが求められるところです。こうしたことから、経営管理に関する監督にあたっての着眼点については、本監督指針のほか「保険検査マニュアル」が参考となる旨を記しているものです。</p>
19	Ⅱ－１－２（６） 外部監査機能③	「取締役会は、外部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。」と記載されているが、「監査役会は・・・」に修正すべきではないか。	「取締役会は、外部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。」商法特例法により、会計監査人による監査を必要としており、会計監査人が機能しているかは、監査役会のチェックすべき仕事である。「監査役会は・・・」に変更すべきではないか。また、もう少し具体的なイメージを示していただけでないか。	損害保険協会	<p>経営管理が有効に機能するためには、代表取締役、取締役会、監査役、保険計理人及び全ての職種における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが重要となります。こうしたことから、監査役会のみならず取締役会においても、外部監査が有効に機能しているかを定期的に確認する必要があると考えます。</p> <p>なお、「保険検査マニュアル」にも同様の記述があります。</p>

20	Ⅱ－１－２（７） 保険計理人	取締役会において選任される保険計理人についても、契約者等保護に敢えて触れないことはバランスを欠くと考えられるため、文言修正してはどうか。	責任準備金等及び支払備金検査用マニュアル1-1-(1)では、「取締役は、責任準備金等及び支払備金の適切な積立が保険会社の財務の健全性確保及び保険契約者等保護の観点から重要であることを十分認識しているか。」とあり、取締役会において選任される保険計理人についても、契約者等保護に敢えて触れないことはバランスを欠くと考えられるため、以下のように修正すべき。 「保険会社の財務の健全性及び保険契約者等保護を確保し維持していくためには、取締役会において選任された保険計理人が自らの役割を理解し当該保険会社の保険数理に関する事項について十分に関与・確認をおこなうことが必要となるが、その際の留意点は以下のとおり。」	損害保険協会	「保険契約者の保護」は、「保険会社の財務の健全性を維持」することにより担保される概念であることから、特に記載せずともバランスを欠くとはいえないと考えます。
21	Ⅱ－１－２（７） 保険計理人⑤	前文や④で内容に触れられており削除が妥当ではないか。	前文や④で内容に触れられており削除が妥当ではないか。	損害保険協会	前文は関与の必要性について、④は配当への関与について記載しているものであり、関与一般についての観点を記載している⑤を削除することは適当でないと考えます。

22	Ⅱ－１－２（７） 保険計理人⑥	「新契約伸展率・・・について、過去の実績や妥当な将来見込みに基づいたものとなっているか。」を実務基準と矛盾しない表現とすべき。	日本アクチュアリー会の実務基準では、新契約高を過去の実績とすることとしている。本監督指針案では新契約高ではなく新契約進展率を過去の実績や妥当な将来見込みに基づいたものとしている。実務基準と矛盾しない表現とすべきではないか。	損害保険協会	実務基準においても、第１２条－１－③において「新契約高、・・・・については、過去の実績値等をもとに、将来の変化等を見込んだ合理的なものでなくてはならない。」と規定されており、矛盾している表現ではありません。
23	Ⅱ－１－３（６） 監督上の対応	Ⅱ－２－７－３（監督手法・対応）、Ⅱ－２－８－３（監督手法・対応）との比較で、それぞれ表現に若干の違いがあるのか。	Ⅱ－２－７－３（監督手法・対応）、Ⅱ－２－８－３（監督手法・対応）との比較で、それぞれ表現に若干の違いがあるのか。	損害保険協会	法令又は保険業法第４条第２項各号に掲げる書類に定めた事項のうち特に重要な事項に違反することがあり得ると想定される場合には、監督手法・対応において、保険業法第１３３条に基づく行政処分についても記載しているところです。
24	Ⅱ－２－１－２ 積立方式	本監督指針が発効する日以降認可申請する商品に対して適用される旨明記いただきたい	「Ⅱ－２－１－２積立方式」は、本監督指針が発効する日以降認可申請する商品に対して適用される旨明記していただきたい。既認可商品は、商品審査時点の事務ガイドライン等に則り審査が行われ認可を得たためである。	アクサ生命	本監督指針は従来の事務ガイドラインをベースに、体系的に整理したものであり、当該記述は従来のガイドラインに記載されていたものであることから、本監督指針を策定する以前に認可された商品においても、適用されるべきと考えます。

25	II-2-1-4 (5) 収益等の計上	国税庁の了解を得ている旨の記載が抹消されているが、その趣旨を教えてください。	国税庁の了解を得ている旨の記載が抹消されているが、その趣旨は何か？国税庁了解の趣旨自体が変更されたということか？本項目は過去の国税庁との損保通達検討の際のやりとりにおいても国税庁に認識されていることから、引き続き現行通りの記載とする。損保業界各社の税務上の取り扱いも本項目に依拠しており、各社の税務調査において無用の混乱を招かないためにも現行通りの記載とする必要がある。(II-2-1-4(5)の①～③は「保険料の計上」、④が「支払備金の計上」に関するものだが、④の趣旨は税務通達にも置かれているが、①～③は税務通達では全く触れず、現行の事務ガイドラインにすべて委任されているため、特に①～③を国税庁了解事項としておくことは不可欠。)	損害保険協会	当該規定の変更については、監督上の指針としての全体的な整合性の観点から削除したものであり、国税庁の了解事項が変更されたとの趣旨ではありません。
26	II-2-1-4 経理処理 (8) 再保険を付した保険会社の経営の健全性を損なうおそれがない外国保険業者	①について、生命保険会社のみが取り扱うことのできる保険(いわゆる第一分野の保険商品)には適用されないものであることを確認したい。	①について、生命保険会社のみが取り扱うことのできる保険(いわゆる第一分野の保険商品)には適用されないものであることを確認させていただきたい。生命保険会社にも適用される場合には次の事項について確認させていただきたい。出再会社の総資産に占める再保険の限度額の割合が1%未満と規定しているが、これは、再保険による出再会社の財務上のインパクトを一定範囲内とすることを目途としているのでしょうか。また、出	ハートフォード生命	当該例示規定は、全ての分野の再保険について適用されることとなるものであり、一再保険契約の一保険事故に係る支払再保険金に、各社の一般的な出再保険契約から妥当な水準として定めた一定の限度を設けることにより、当該再保険契約の相手先の健全性が出再保険会社の財務に与える影響を制限することを意図するものであります。

			再会社の総資産の1%とした根拠を示していただきたい。		
27	<p>Ⅱ-2-1-4 経理処理 (8) 再保険を付した保険会社の経営の健全性を損なうおそれがない外国保険業者</p>	②について、右記二つのケースが「保険会社の経営の健全性を損なうおそれがない者」に該当するか確認したい。	②について、過去に不積立としたことのある再保険と同内容の再保険契約を適正な手続きを以って他の外国保険会社と締結した場合には、その外国保険業者を「保険会社の経営の健全性を損なうおそれがない者」に該当すると考えてよろしいのでしょうか。また、過去に不積立としたことのある当該再保険の受再会社である外国保険業者は、その後も「保険会社の経営の健全性を損なうおそれがない者」に該当すると考えてよろしいのでしょうか。	ハート フォード生命	過去に不積立としたことのある再保険と同内容の再保険契約を他の外国保険業者と締結した場合に、そのことをもって、当該他の外国保険業者を「保険会社の経営の健全性を損なうおそれがない者」とみなすことができないことは、当該例示規定上、当然と考えられます。また、過去に不積立としたことのある再保険の受再会社である外国保険業者を、その後も「保険会社の経営の健全性を損なうおそれがない者」とみなすことは、当該例示規定上、当該受再会社が「再保険金の支払を停止するおそれがあること又は再保険金の支払を停止したことが明らかな場合」を除き可能と考えられます。

28	Ⅱ-2-1-4 (9) 外国からの受再特約保険に係る支払備金	外国からの受再特約保険という保険は生命保険会社にはないが、損害保険会社の取扱いと考えて良いか。	外国からの受再特約保険という保険は生命保険会社にはないが、損害保険会社の取扱いと考えて良いか。 (生命保険会社の受再保険にも適用される場合、現行の会計処理と異なることに加え、算出方法が法令等で定められているIBNR備金との重複が発生する可能性があり、監督指針と法令等との間に不整合が発生する可能性がある。)	生命保険協会	外国からの受再特約保険に係る契約がない保険会社には、当該規定は適用されません。
29	Ⅱ-2-4 生命保険会社の区分経理の明確化	Ⅱ-2-4-2(7)②エ. その他の取引において、「特定のリスク」には、保険リスクのほかに、価格変動リスクを含めていただきたい	Ⅱ-2-4-2(7)②エ. その他の取引において、「(あらかじめ保険数理的に定められた対価を支払ったものに限る。)」と記載があることから、「特定のリスク」には、保険リスクが含まれることは自明であるが、このほかに、価格変動リスクの発生時に価格変動準備金取崩額を超える損失実現額を支払う取引を行えるよう、記述を改めていただきたい。	アクサ生命	本監督指針においては、区分経理の考え方を例示しているものであり、「生命保険会社においては、利益還元の公平性・透明性の確保、保険種類相互間の内部補助の遮断、事業運営の効率化、商品設計や価格設定面での創意工夫などを図る観点から、一般勘定について保険商品の特性に応じた区分経理を行うことが重要である」という趣旨を逸脱しない範囲内であれば、例示以外の区分経理の考え方を否定するものではありません。
30	Ⅱ-2-4-3 監督手法・対応	「区分経理の状況について、(中略)、重大な問題があると認められる場合には、法132条に基づき行政処分を行うものとする。」とされているが、「行	・平成10年6月29日の区分経理通達廃止以降、区分経理は監督上の根拠がなくなり、各社で自主的に行うものとされている。そのため、現在各社で実施している方式は本監督指針案に合致しているとは限らない。 ・区分経理は内部管理手法である。その結果が会社の実際の行為を限定するものではない以上、測定手法を行政処分の対象とすべき	生命保険協会	生命保険会社においては、利益還元の公平性・透明性の確保、保険種類相互間の内部補助の遮断、事業運営の効率化、商品設計や価格設定面での創意工夫などを図る観点から、一般勘定について保険商品の特性に応じた適切な区分経理を行うことが重要と考えられます。従って、区分経理の状況について、問題があると認められる場合には、必要に応じて法第128条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第132条に基づき行政処分を行うものと考えます。

		政処分に関しては、区分経理の結果を用いて会社に不適切な行為があった場合などに行われる」との理解でよいか。	ではないと考えられる。		
31	Ⅱ－２－５－２ (ストレス・テスト) 実施上の留意点	(1)で、「自社のリスク管理体制上一般的に用いられる最悪シナリオ」の「一般的」とは、自社内における一般性を指すと解して良いか確認したい。	(1)で、「自社のリスク管理体制上一般的に用いられる最悪シナリオ」の「一般的」とは、自社内における一般性を指すと解して良いか、その意味合いを確認したい。	生命保険協会	貴見のとおりです。
32	Ⅱ－２－５－２	ストレステストの自主的な実施が求められているが、どの程度のシナリオをもとに行うべきなのか？	ストレステスト実施上の留意点には最悪のシナリオを反映した分析とあるが、そのカテゴリーにはどこまで含めるのか？ 例えばロス率のアップ、更改率の減少、風評・システムトラブル等による新規契約の減少、有価証券の評価損、金利の減少等々全てのファクターを組み入れるのか、またそれぞれの係数はどのように設定すれば良いのか？ 具体的指針が望ましい。	FNLIA	ストレス・テストのシナリオについては、当該保険会社の財務内容及び保有するリスクに応じて設定すべきであります。また、保険リスク、市場リスク、風評リスク等について、必ずしも、同一のモデルにより分析することを求めているものではありません。

33	Ⅱ-2-5-3 ストレス・テストの概要の開示	「ストレス・テストの概要とその結果の活用方法についても分りやすく開示するものとする。」とあるが、各社独自の判断に基づくものであって、誤解を与える懸念もあることから、開示を義務付けることは適切でない。	「自主的に行われているストレス・テストの概要とその結果の活用方法についても分りやすく開示するものとする。」との記載があり、その内容の開示が義務付けられているが、各社によって運用方針、ストレス・テストの概要も異なり、個別企業独自の判断に基づくものであることから、一律に開示を義務付ける事項ではないと考える。また、その結果等について正しく理解がなされず誤解を与える懸念もあることから、開示は慎重に行われるべきものとする。 なお、開示を義務付ける場合には、ストレス・テスト自体に統一的な基準を設定するなど、各社の結果が適切に判断されるように処置を講じて頂きたい。	FNLIA	<p>ストレス・テストの概要と結果の活用方法の開示は、保険契約者等が保険会社のリスク管理手法を理解することに資するものであり、開示されるべきものと考えます。</p> <p>ストレス・テストは、保険会社のリスク管理上、重要なツールではありますが、保険に係る様々な要素を一定の仮定に基づき試算した場合の財務状況を示すものであり、その結果をそのまま開示することを求める趣旨ではありません。</p>
34	Ⅱ-2-6-1 保有・出再に関するリスク管理、 Ⅱ-2-6-2 受再リスクに関するリスク管理	当該規定は、損害保険会社に対してのみ向けられた指針であると考えてよいか。	当該規定は、損害保険会社に対してのみ向けられた指針であると考えてよろしいでしょうか。万一生命保険会社にも適用のある場合には、どの規定が生命保険会社についても適用されるのか確認させていただきたい。	ハート フォード生命	当該規定は、全ての分野の再保険について適用されることとなります。

35	Ⅱ－２－６－３ 再保険に係る方針の開示③	本規定は、保有額の定量的な情報の開示や出再先の具体名等、守秘性、機密性が高い情報の開示を求める趣旨ではないことを確認したい。	本規定は、保有額の定量的な情報の開示や出再先の具体名等、守秘性、機密性が高い情報の開示を求める趣旨ではないことを確認したい。	損害保険協会	貴見のとおりです。
36	Ⅱ－２－７ 商品開発に係る内部管理態勢	「商品開発」と規定され、種目や商品の限定は加えられていないが、経営に重大な影響を与えるものについて不足なく規定したものであって、影響の程度に応じて取締役会付議基準など社内ルールに軽重があることは許容されているものと解するがよいか。	「商品開発」と規定され、種目や商品の限定は加えられていないが、経営に重大な影響を与えるものについて不足なく規定したものであって、影響の程度に応じて取締役会付議基準など社内ルールに軽重があることは許容されているものと解するがよいか。	損害保険協会	商品開発に関する社内ルールについて、商品によって全くルールを設けないことは不適當ですが、影響の程度に応じて軽重を設けることを否定するものではありません。

37	<p>Ⅱ－２－７－２ （１）商品開発に係る取締役の認識及び取締役会等の役割③</p>	<p>「取締役会は、商品開発に係る内部管理について統合的に管理できる体制を整備しているか」との記載があるが、会社ごとの組織に関する実情に応じ、常務会等を主体に含むよう「取締役会等」に修正することを検討願いたい。</p>	<p>「取締役会は、商品開発に係る内部管理について統合的に管理できる体制を整備しているか」との記載がある。しかし、会社によっては、会社内組織編成に関する決裁権について、常務会・代表取締役といった取締役会以外の組織が有するケースもあると考えられる。こういった会社ごとの組織に関する実情に応じ、取締役会による明確な委任および取締役会への結果報告等により、十分な内部牽制が確保される体制が整備されていることを条件に常務会等が主体に含まれるよう「取締役会等」に修正することを検討願いたい。</p>	生命保険協会	<p>個別の決裁権限の所在について、保険会社ごとの実情を否定するものではありませんが、会社全体の内部管理体制の構築は取締役会に求められる責務と考えられ、商品開発に係る内部管理についての統合的管理体制の整備についても、健全性や適切な業務運営の確保に重大な影響を与えることに鑑み、取締役会の役割としています。</p>
38	<p>Ⅱ－２－７－２ （１）商品開発に係る取締役の認識及び取締役会等の役割⑥</p>	<p>「保険計理人は、保険料及び責準備金の算出方法その他の保険数理に関する事項について、関連する部門と適宜連携した上で、必要な場合には取締役会等に対して、問題点等を的確に報告しているか。」としたほうが、保険計理人の独立性を確保できるのでは。</p>	<p>「保険計理人は、保険料及び責任準備金の算出方法その他の保険数理に関する事項について、関連する部門と適宜連携した上で、必要な場合には取締役会等に対して、問題点等を的確に報告しているか。」としたほうが、保険計理人の権限の独立性を確保するためにも適切ではないか。</p>	損害保険協会	<p>商品の性格によって保険計理人の関与の程度に差があることは当然と考えますが、いずれにせよ、連携を密にすることが重要です。</p>

39	<p>Ⅱ－２－７－２ （２）商品開発 に 関与する管理 者の認識及び役 割</p>	<p>商品開発関連管理 者は、内部管理の徹 底と人材育成、適切 な人材配置を役割 としているが、これ は、明確な人事権を 商品開発関連管理 者に与えると共に、 経営ないし人事部 門が、商品開発関連 管理者の権限行使 を保障しなければ ならないという具 体的な指針と理解 して良いか。</p>	<p>商品開発関連管理者は、内部管理の徹底と人材育成、適切な人材配置を役割としているが、これは、明確な人事権を商品開発関連管理者に与えると共に、経営ないし人事部門が、商品開発関連管理者の権限行使を保障しなければならないという具体的な指針と理解して良いか。</p>	<p>損 害 保 険 協 会</p>	<p>本項目は、形式的な人事権の所在にかかわらず、実態として、商品開発関連管理者が内部管理の徹底と人材育成、適切な人材配置について、責任ある役割を果たせる態勢にあり、かつ、その責任を果たしていることを求めるものです。</p>
40	<p>Ⅱ－２－７－２ （２）商品開発 に 関与する管理 者の認識及び役 割①</p>	<p>「商品開発に責任 を有する取締役等」 と同（５）⑥「商品 開発の全般を管理 する取締役等」は文 脈に即して表現振 りが異なっている ものの、通常は同一 人と考えられるが、 その理解でよいか。</p>	<p>「商品開発に責任を有する取締役等」と同（５）⑥「商品開発の全般を管理する取締役等」は文脈に即して表現振りが異なっているものの、通常は同一人と考えられるが、その理解でよいか。</p>	<p>損 害 保 険 協 会</p>	<p>結果的に同一人であることを否定するものではありません。</p>

41	<p>Ⅱ－２－７－２ （２）商品開発 に 関与する管理 者の認識及び役 割②</p>	<p>「商品開発に際し、 とりまとめ部門を 設置している場合 においては、適切な 商品開発態勢を構 築するために必要 な管理・指導を関連 する部門に行って いるか」との記載が あるが、「とりまと め部門」の位置づけ について確認した い。</p>	<p>「商品開発に際し、とりまとめ部門を設置し ている場合においては、適切な商品開発態勢 を構築するために必要な管理・指導を関連す る部門に行っているか」との記載があるが、 「とりまとめ部門」とは、組織体制として他 の関連部門より上位に位置づけられている、 あるいは他の関連部門に対する管理・指導の 明確な権限を有する部門と考えて良いか、そ の位置づけについて確認したい。</p>	<p>生命保 険協会</p>	<p>商品開発に関する内部管理体制は、保険各社により様々なケー スが考えられる中において、とりまとめ部門は、組織体制とし て他の部門より上位に位置付けられている場合や、他の部門に 対する管理・指導の明確な権限を有する部門に限定されるもの ではありませんが、例示されたような場合は、本項でいう「と りまとめ部門」に該当するものと考えられます。いずれにせよ、 とりまとめ部門が明確に存在したうえで、組織体制上の位置付 けや権限付与がなされるのみではなく、実効性のある内部管理 態勢に係る機能発揮が行われることが求められるものと考えま す。</p>
42	<p>Ⅱ－２－７－２ （２）商品開発 に 関与する管理 者の認識及び役 割②</p>	<p>とりまとめ部門が ある場合ない場合 とも、組織として相 互牽制機能が働き、 統一性があればよ しと理解している。 その相互牽制機能 をどこに持たせる かの問題とすれば、 部門の守備範囲は 各社で定めればよ いものと解するが それでよいか。</p>	<p>「とりまとめ部門」を設置している場合、「商 品開発全般のとりまとめ部門」のみを意味 するのか「商品毎にとりまとめ部門を設置し ている場合の商品毎のとりまとめ部門」も意味 するのか特定はされていない。本規定の趣旨 は、とりまとめ部門がある場合ない場合と も、組織として相互牽制機能が働き、それぞ れの部門が勝手に動いて統一性がない状態 とならないようにすべし、というものと理解 している。その相互牽制機能をどこに持たせ るかの問題とすれば、部門の守備範囲は各社 で定めればよいものと解するがそれでよ いか。</p>	<p>損 害 保 険協会</p>	<p>貴見のとおり、商品開発全般が統合的に管理されているかどう かが重要であり、とりまとめ部門を設置している場合に、当該 部門の権限等の範囲については、各保険会社が定めればよいこ とになります。</p>

43	II-2-7-2 (2) 商品開発 に関する管理 者の認識及び役 割②	「とりまとめ部門 を設定していない 場合…取締役等が 内部管理の状況を 統合的に管理して いるか」との規定 は、いずれかの組織 または個人が統括 する役割を果たす ことを意味するこ とを意味するとい う理解でよいか。	「とりまとめ部門を設定していない場合… 取締役等が内部管理の状況を統合的に管理 しているか」との規定は、一人の取締役等が 管理責任を負う形態とも読めるが、商品の開 発や引受・販売促進等を統括する委員会が部 門間調整を行う役割を果たしているような 形態や、商品担当以外の役員が調整の権限・ 責任を持つ形態なども想定できる。そのよう なものも含め、いずれかの組織（担当部を横 断した社内の「委員会」などを含む）または 個人が統括する役割を果たすことを意味す るという理解でよいか。	損害保 険協会	貴見のとおりです。
44	II-2-7-2 (2) 商品開発 に関する管理 者の認識及び役 割③	「商品開発のため の規程を取締役会 等で議論した上で 整備」との規定は、 議論と整備を分け て規定しているも のか確認したい。	「商品開発のための規程を取締役会等で議 論した上で整備」との規定は、議論と整備を 分けて規定しているものか。すなわち、取締 役会等で議論し、管理者が整備するという理 解でよいか確認したい。	損害保 険協会	「議論」と「整備」の主体が、同一であるか否かを問うもので はありません。

45	Ⅱ－２－７－２ （５）関連部門との連携③	商品の性質や経営に与える影響の大きさにより、関係部門間の議論の範囲や深度は異なると理解するがよいか。	商品の性質や経営に与える影響の大きさにより、関係部門間の議論の範囲や深度は異なると理解するがよいか。たとえば、収入保険料見込みの小さい商品であっても約款を新設するならば法務部門の助言は求めるはずであるが、アクチュアリーによる精密な収支予測は求めないと考えられ、だからといって不合理ではない。問題は、関係部門との議論をするかしないかを、商品担当部門が恣意的に判断して独走することをチェックできない組織・体制のあり方にあるのだから、商品の性質や重要性に応じたレベル付けを否定するものではないと考える。	損害保険協会	商品開発部門の独断によって関係部門と全く協議しないことは不適當ですが、性質や重要性に応じたレベル付けを否定するものではありません。
46	Ⅱ－２－７－２ （５）関連部門との連携④	「直接」の意味について確認したい。	「直接」とあるが、直接とする必要はないと考えられる。どういうルートであれ、報告を行っていることが重要。「直接」とする意味は、物理的な直接性ではなく、影響を持つ部門を介することなく報告するという意味と解するがそれでよいか。	損害保険協会	内容について他の部門の影響を受けることなく直接報告する、という意味であり、物理的に直接、面談や書類を手交することを意味するものではありません。

47	Ⅱ－２－７－２ （５）関連部門との連携⑦	「商品内容については、既存の各種規程等との整合性がとれているか」との記載があるが、「既存の各種規程」とは、事業方法書、既存商品の約款および保険料及び責任準備金の算出方法書と考えてよいか確認したい。	「商品内容については、既存の各種規程等との整合性がとれているか」との記載があるが、「既存の各種規程」とは、事業方法書、既存商品の約款および保険料及び責任準備金の算出方法書と考えてよいか確認したい。	生命保険協会	法令等に規定されている書類が含まれるほかに、商品に関連するその他の規程、例えば、社内基準や社内規則等の商品開発の内部管理上、商品内容と整合性を確保する必要があるものについては、その適否に関する検討が必要になるものと考えます。
48	Ⅱ－２－７－２ （６）申請手続きのための検討体制③	「各関連部門のチェックの後に全般的なチェックを実施しているか」との記載があるが、ここでいうチェックとは（６）②の申請関係書類のチェックと考えてよいか確認したい。	「各関連部門のチェックの後に全般的なチェックを実施しているか」との記載があるが、ここでいうチェックとは（６）②の認可申請内容評価表・届出内容評価表の項目のチェックと考えてよいか確認したい。	生命保険協会	認可申請内容評価表・届出内容評価表は審査を行う便宜上、法令上の審査基準の項目を定型化したものにすぎず、これだけではチェックが十分とはいえません。全般的なチェックにあたっては、申請関係書類を含む保険会社が検討・作成するすべてのものが対象になり、また、リスク面、財務面、募集面、法制面等あらゆる観点からのチェックが確実に行われることが必要であると考えます。

49	Ⅱ－２－７－２ （６）申請手続きのための検討体制③	関連部門のチェックを行う場合、案件の重要性に応じてチェックのレベルに軽重を付ける余地があるものと理解しているが、それでよいか。	関連部門のチェックを行う場合、案件の重要性に応じてチェックのレベルに軽重を付ける余地があるものと理解しているが、それでよいか。	損害保険協会	貴見のとおりです。
50	Ⅱ－２－７－２ （１０）商品販売開始後のフォローアップ	商品特性等に即して必要な側面、レベルに応じたフォローを行うことが必要との理解でよいか。	様々なレベル・内容の商品開発があり、種目・商品の特性によりフォローすべき部分も異なる（引受・支払上の問題が生じていないか、収支の動向はどうかなど）し、その必要性の程度も異なるため、一定の方針・基準を定めてフォローに努め、かつそのような方針や基準自体も適宜見直しながら運営するということがよいはず『必要に応じて』のような軽重を許容する表現はないが、商品特性等に即して必要な側面、レベルに応じたフォローを行うことが必要との理解でよいか。	損害保険協会	全くフォローしなくてもよいとの基準は不適當ですが、商品特性等に即した合理的な基準によって、その内容・程度が異なることを否定するものではありません。

54	Ⅱ－２－８－２ (２) リスク管理①	「定期的(少なくとも半年に一度)」とあるところは、敢えて「(少なくとも半年に一度)」と縛られる必要は無いのではと考え、「定期的または随時に」と修正して頂きたい。	「定期的(少なくとも半年に一度)」とあるところは、敢えて「(少なくとも半年に一度)」と縛られる必要は無いのではと考え、実効性の観点から「定期的または随時に」として頂きたい。	損害保険協会	保険業をとりまく経営環境に大きな変化が見られる中で、保険引受けリスクを適切に管理するためには、定期的(少なくとも半年に一度)にリスクを把握する必要があると考えます。
55	Ⅱ－２－８－２ (２) リスク管理④	「自由料率・標準料率・範囲料率商品の個別料率設定がリスク管理方針に則っているかを確認する方策」とは何か確認したい。	「自由料率・標準料率・範囲料率商品の個別料率設定がリスク管理方針に則っているかを確認する方策」とは？種目業務における運用規定策定とチェックで足りるか？リスク管理部門等での確認は困難ではないか。	損害保険協会	保険引受けリスク管理部門において、適切な保険引受けリスクの管理を行うために、自由料率、標準料率、範囲料率及び幅料率商品の取扱いに関する基本方針を含むリスク管理方針や管理規定に従って、自由料率、標準料率、範囲料率及び幅料率商品について、個別の料率設定を確認する方策を指します。 因みに、「保険検査マニュアル」にも同様の記述があります。
56	Ⅱ－２－９－２ 主な着眼点	本監督指針では、信用リスク・流動性リスクを掲げ、市場リスク・不動産投資リスクについては個別項目として掲げていないが、これらは保険検査マニュアルによるとの解	本監督指針では、信用リスク・流動性リスクを掲げ、市場リスク・不動産投資リスクについては個別項目として掲げていないが、これらは保険検査マニュアルによるとの解釈でよいか確認したい。	損害保険協会	市場リスク・不動産投資リスクについては、「Ⅱ－２－９ 資産運用リスク」に包含されているものです。

		釈でよいか確認したい。			
57	Ⅱ-2-9-2 資産運用リスク管理態勢の整備 (1) 主な着眼点	(1) リスク管理態勢の整備にある「⑩当該保険会社が現に有する保険金支払に必要な信用力の維持に配慮されているか」との表記があるが、漠然としていて主旨が不明瞭。	信用力の維持は健全性の維持と同様幅広い視点があり、着眼点の項目のように具体的項目に含めるのではなく、目的として本文に記載すべきと考える。	FNLIA	本監督指針は、従来の事務ガイドラインをベースに、体系的に整理したものでありますが、当該記述は、現行の事務ガイドラインにもあります。
58	Ⅱ-2-9-2 (4) 資産の自己査定あり方	「商法等関係法令に準拠し・・・」は、自己査定基準の策定のみにとどまらず、保険会社が経理処理を行う際に常に考慮すべき点であるため、広範に適用される表現に改	現行事務ガイドラインの1-6-2(5)①に「商法、企業会計原則等に準拠した経理処理が行われているか。」があるが、新設のⅡ-2-9-2(4)③に「自己査定基準の策定に当たっては、商法等関係法令に準拠し・・・」との記載があるのみである。 現行事務ガイドラインの前述の規定がなくなると、監督指針の他の箇所の特段の取決めのない経理処理についての拠り所がなくなる。 「商法等関係法令に準拠し・・・」は、自己	損害保険協会	「商法等関係法令」とは「商法、企業会計原則等」を指すものであり、現行事務ガイドラインの規定振りを修正したものです。

		めるべきではないか。	査定基準の策定のみにとどまらず、保険会社が経理処理を行う際に常に考慮すべき点であるため、広範に適用される表現に改めるべきであり、「保険会社の経理処理は、保険業法、政令、内閣府令、本監督指針で定めるもののほか、商法、証券取引法（それらの政省令を含む）、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準等で定めるものに準拠して行うこと。」という文言を然るべき部分に規定すべきでは。		
59	Ⅱ－２－１０－２ （２）リスク管理⑥	（２）リスク管理の⑥において、「出再保険の管理を行なっているか」とあるが、管理が必要なのは、経営に重大な影響を与える規模の出再保険であることを明確にしてはどうか。	一般に生命保険会社の出再保険の利用規模は小さく、資金繰りに影響を与えるまでに至っていないのが現状であることから、資金繰りリスク管理に関連して管理が必要なのは、経営に重大な影響を与える規模の出再保険であることを明確にするために、「経営に重大な影響を与える規模の出再保険についても管理を行なっているか」してはどうか。	生命保険協会	資金繰りリスク管理に関連して行う出再保険の管理については、「経営に重大な影響を与える規模」と取って限定する必要はないと考えます。 因みに、「保険検査マニュアル」にも同様の記述があります。

60	Ⅱ-3-1 コンプライアンス（法令遵守） 態勢	コンプライアンスを実現するための具体的な手引書の内容、および策定と周知に関する文言の確認	③コンプライアンスを実現するための具体的な手引書（コンプライアンス・マニュアル）を策定しているか。また、役職員及び保険募集人に対して周知徹底されているか。となっているが、保険検査マニュアルの文言と合わせ、「また、その存在および内容を役職員及び保険募集人に対して周知徹底しているか。」としていただきたい。 なお、役職員と保険募集人が利用するマニュアルについて同一である必要はないことを確認したい。	FNLIA	役職員及び保険募集人に対する周知徹底には、「その存在および内容」も当然含まれるものであり、敢えてその文言を記載する必要はないと考えます。 なお、コンプライアンスが確実に実現できるのであれば、役職員と保険募集人が利用するマニュアルは、必ずしも同一である必要はないと考えられます。
61	Ⅱ-3-1(2) 主な着眼事項②	「遵守基準」を取締役会で策定すると規定しているが、「遵守基準」の意味するものが明確でない。一般的に取締役会で決議するのは基本方針と「実施計画」であり、このような表現が望ましいのではないか。	「遵守基準」を取締役会で策定すると規定しているが、「遵守基準」の意味するものが明確でない。一般的に取締役会で決議するのは基本方針と「実施計画」であり、たとえばこのような表現が望ましいのではないか。	損害保険協会	「遵守基準」という用語は広く使われており、例えば「保険検査マニュアル」にも同様の記述があります。

62	Ⅱ－３－１（２） 主な着眼事項⑤	「コンプライアンス等の法務問題を一元管理する体制」との表記は「コンプライアンスに関する問題を一元管理する態勢」と広く表記する方が望ましいと考える。	「コンプライアンス等の法務問題を一元管理する体制」との表記があるが、コンプライアンスに関連する問題は法務問題に留まらずより広義なものと考えられることから不適ではないか。よって「コンプライアンスに関する問題を一元管理する態勢」と広く表記する方が望ましいと考える。	損害保険協会	コンプライアンスに関連する問題は、基本的には法務問題と密接に関わっていると考えます。 因みに、「保険検査マニュアル」にも同様の記述があります。
63	Ⅱ－３－２ 不祥事件等に対する監督上の対応	「第一報」とは非公式な連絡であり、届出書の提出とは異なるものを想定しているものと理解してよいか。また、いわゆる３０日ルールは、「第一報」に適用されないとの理解でよいか。さらに、本監督指針で触れることとした趣旨について確認したい。	「第一報」とは非公式な連絡であり、届出書の提出とは異なるものを想定しているものと理解してよいか。また、いわゆる３０日ルールは、届出書の提出に適用されるものであり、「第一報」に適用されないとの理解でよいか。さらに、本監督指針で触れることとした趣旨について確認したい。	損害保険協会	「（１）不祥事件等の発覚の第一報」については、保険業法第１２７条に基づく不祥事件等届出書の提出前に、保険会社から自主的に任意の情報連絡があった場合における確認に関する留意事項として記述しているところです。 因みに、現行の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」にも同様の記述があります。

64	II-3-2 (1) 不祥事件等の発覚の第一報	「事件とは独立した部署(内部監査部門等)での事件の調査・解明の実施」との記載があるが、事件とは独立した部署(内部監査部門等)の指揮のもと関連部署と連携のうえ事件の調査・解明を実施するケースも含まれることを確認したい。	「事件とは独立した部署(内部監査部門等)での事件の調査・解明の実施」との記載があるが、全件独立部署で行なうことは人員配置等の問題もあり実質的に困難であることから、事件とは独立した部署(内部監査部門等)の指揮のもと関連部署と連携のうえ事件の調査・解明を実施するケースも含まれることを確認したい。	生命保険協会	<p>正確な事件の調査・解明を行うためには、事件から独立した部署で調査・解明を行うことが必要であるとの趣旨から記述しています。</p> <p>なお、人員配置等の問題から事件とは独立した部署(内部監査部門等)の指揮のもと、関連部署と連携のうえ事件の調査・解明を実施することも、調査の正確性が担保されるものであれば、やむを得ない場合もあるものと考えます。</p> <p>因みに、現行の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」にも同様の記述があります。</p>
65	II-3-2(2) 不祥事件等届出書の受理	タイトルおよび本文において「不祥事件等届出書」とあるが、これは「不祥事件届出書」の誤りか。または、新たに保険会社に対し不祥事件以外の事故等の届出を行わせようとする趣旨か確認したい。	タイトルおよび本文において「不祥事件等届出書」とあるが、これは「不祥事件届出書」の誤りか。(「等」を削除すべきではないか)または、新たに保険会社に対し不祥事件以外の事故等の届出を行わせようとする趣旨か確認したい。	損害保険協会	<p>新たに保険会社に対し、不祥事件以外の事故等の届出を行わせようとするものではありません。</p> <p>因みに、現行の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」にも同様の記述があります。</p>

66	Ⅱ－３－２（３） 主な着眼点②	不祥事件発生時に「同様の問題が他の部門で生じていないかのチェック」が行われているかとの記載があるが、事案の重要度に応じて、チェックする頻度・インターバルは個社判断との理解で良いか確認したい。	不祥事件発生時に「同様の問題が他の部門で生じていないかのチェック」が行われているかとの記載があるが、不祥事件の都度確認を行うとの意であれば非常なロードがかかる（現実的には対応不可能）。事案の重要度に応じて、チェックする頻度・インターバルは個社判断との理解で良いか確認したい。	損害保険協会	保険会社の自己責任において、業務の適切性の確保や同様の不祥事件の再発防止を図るために、不祥事件発生時に他の部門で同様の問題が生じていないかのチェック等の措置が講じられるべきと考えます。
67	Ⅱ－３－３－１（２）⑦一社専属制の例外の適用	今回の監督指針において、現行事務ガイドラインに記載されている一社専属制の例外の適用に関する事項の一部が抜けているので、当該事項を監督指針に反映するべき。	今回の監督指針において、現行事務ガイドラインに記載されている以下の事項が抜けているので、当該事項を監督指針に反映するべき。 事務ガイドライン2-1（2） ⑦一社専属制の例外の適用 イ. 2以上の所属保険会社を有する生命保険募集人については、所属保険会社間の不当な乗換募集の防止、顧客情報の管理等についての措置が講じられているか、またその措置は実行されているか。	生命保険協会	ご指摘を踏まえ、現行事務ガイドラインに記載されている同事項を本監督指針に反映します。

68	II-3-3-2 (5) 法第30 0条第1項第6 号関係③	現行事務ガイドラ インにおいては、 「担保内容」となっ ていた箇所におい て、今回の監督指針 では文言が「保障内 容」と修正されてい る。修正後において も、内容については 変更がないと理解 してよいか。	以下の規定の口は、現行事務ガイドラインに においては、「担保内容」となっており、今回 の監督指針では文言が「保障内容」と修正 されている。修正後においても、内容につい ては変更がないと理解してよいか。 他保険会社の商品等との比較表示を行う場 合には、書面等を用いて次の事項を含めた表 示が行われ、かつ、他社商品の特性等につい て不正確なものとならないための措置が講 じられているか。 イ 保険期間 ロ 保障内容（保険金を支払う場合、主な免 責事由等） ハ 引受条件（保険金額等） ニ 各種特約の有無及びその内容 ホ 保険料率・保険料（なるべく同一の条件 での事例設定 を行い、算出条件を併記す る。） ヘ 保険料払込方法 ト 払込保険料と満期返戻金との関係 チ その他保険契約者等の保護の観点から重 要と認められるもの	生命保 険協会	貴見のとおりです。
----	---	--	--	------------	-----------

69	II-3-3-3 1.(2) 団体扱契約③ 2.(2) 集団扱契約③	「当該保険契約者等に係る保険契約」は「当該保険契約者等に係る長期の保険契約」とすべきでは。	「当該保険契約者等に係る保険契約」は「当該保険契約者等に係る長期の保険契約」とすべきでは。保険料の変更は長期契約の場合であり、1年契約についても保険料の変更をしなければならぬと誤解されるおそれが高いため。	損害保険協会	団体扱・集団扱契約にかかる約款等の規定に従って保険料率等の適用が行われている必要があるということであり、原案が適当と考えます。
70	II-3-3-3 2.(2) 集団扱契約の適用団体及び適用料率①	保険料取次ぎに関する集団扱契約が集金契約を指しているとする、文中の契約当事者は「適正な契約者」ではなく、集金契約書契約当事者は、集団の代表者であるため、「保険会社は保険契約者の所属する集団の適正な代表者との間で、～（以下同様）。」と修正すべき。	保険料取次ぎに関する集団扱契約が集金契約を指しているとする、文中の契約当事者は「適正な契約者」ではない。集団扱における集金契約書契約当事者は、集団の代表者であるため、「保険会社は保険契約者の所属する集団の適正な代表者との間で、～（以下同様）。」とすべき。	損害保険協会	集団扱における集金契約当事者は、当該集団の代表者であり、団体扱契約との平仄を合わせる観点から、ご指摘のとおり修正することとします。

71	<p>Ⅱ－３－３－６ (1)②の(注) 特定契約に対する特別措置</p>	<p>特別措置が実施されて以降、すでに９年が経過していることおよび今回事務ガイドラインが、保険会社向けの総合的な監督指針に変更されるのを機に、法第２９５条の本来の趣旨(自己契約の禁止)に則り、既存の特定契約代理店に係わる特別措置を廃止していただきたい。</p>	<p>代理店が自らと人的または資本的に密接な関係を有する者を保険契約者とする保険契約(特定契約)の保険募集を主たる目的とするは、法第２９５条の趣旨に照らして問題があるので、平成８年４月の保険業法施行に合わせて、平成８年４月１日以後に登録する代理店については、自己契約比率算出方法と同一の方法で特定契約比率を算出することとなった。しかしながら、平成８年３月３１日以前の登録代理店で、かつ同年４月１日以降平成１３年３月３１日までの間に損害保険代理店制度に基づく種別変更を行わなかった代理店については、当分の間、従前の計算方法でよいとの特別措置が残された。(事務ガイドライン３－１－２(1)②の注、保険会社向けの総合的な監督指針(案)Ⅱ－３－３－６(1)②の注)</p> <p>特別措置が実施されて以降すでに９年が経過していること、および今回事務ガイドラインが保険会社向けの総合的な監督指針に変更されるのを機に、法第２９５条の本来の趣旨(自己契約の禁止)に則り、既存の特定契約代理店に係わる特別措置を廃止していただきたい。</p>	<p>(社) 日本損害保険代理業協会</p>	<p>ご要望として承ります。</p>
----	--	--	--	-----------------------------	--------------------

72	<p>Ⅱ－３－３－６ 損害保険契約の締結及び保険募集 (1)法第 295 条 関係②特定契約 「(注)既存代理店に対する措置」</p>	<p>特定契約に係る「(注)既存代理店に対する措置」は、保険業法第 295 条の精神を著しく形骸化させています。発出後既に 9 年を経た経過措置は廃止し、全代理店が本来の「②特定契約」規定を遵守すべきと考えます。</p>	<p>保険を取り巻く環境の変化、経済活動の実態が反映されず、一部の機関代理店を優遇する結果を生む「(注)既存代理店に対する措置」は早期に廃止すべきと考えます。</p> <p>1) 特定契約の対象種目限定について 企業の保険契約は火災・自動車・傷害の 3 種目以外に賠償責任保険等の新種保険のウエイトが高くなっています。 特定契約算定上、最も時代環境を反映する新種保険を除外している「既存代理店に対する措置」は不適格と考えます。</p> <p>2) 特定契約の対象契約者限定について 多数の子会社を持つ企業グループは、親会社だけが突出して大きいとは限らない現状の中で、機関代理店の最大契約者だけを特定契約算定の対象とする「既存代理店に対する措置」は、企業グループ全体が負担する保険料に対する割引効果を生み、規定外割引を厳しく禁じた業法の精神に著しく反する結果を招きます。</p> <p>3) 機関代理店と特定契約規定の不整合性について ①多数の子会社を出資者として出資比率を</p>	株式会社 富士商会	71に同じ
----	---	--	--	-----------	-------

			<p>30%以下に押さえ、人的関係を絶った形で機関代理店を設置することは企業グループにとってさほど困難なことではありません。</p> <p>②子会社毎に複数の機関代理店を持っている企業グループが保険部門を統合する場合、「既存代理店に対する措置」が適用されている旧代理店を継承することで統合代理店も「既存代理店に対する措置」適用可で新設できます。しかし新代理店の業態は旧代理店とは異なるものであり、このような形の機関代理店新設は保険業法を精神をゆがめることになると思われます。</p>		
73	<p>Ⅱ－３－３－６ 適正な損害保険 募集態勢の確立 (12) 自動車 保険関係</p>	<p>自動車保険に係る 業務運営に関する 内容の確認</p>	<p>自動車保険に係る業務において以下の運営が行われているか。(イ) 対人賠償責任保険および自社の継続契約にあって、真に危険が特に大きいと認められる場合を除き、保険契約の締結(含む継続契約)に応じるような対応及び運営が行われているか。(ロ) 地域、年齢、性別等を基準に特定の保険契約のみを締結するといった業務を行わないような対応及び運営が行われているか。となっている</p> <p>が、自動車保険はその性格から被害者救済色が強いことは理解できるものの、これは個社の経営方針・経営判断に基づく引受(アンダーライティング)に制限を加えるような表現</p>	FNLIA	<p>一般的に、契約者間の公平性の確保等不当な差別を行わないような対応や合理的かつ妥当な細分化等が求められており、それに対する適切な対応や業務運営が必要であることから、原案が適当と考えます。</p>

			である。したがって、この部分を削除するか、または表現を修正の上個社の経営方針・経営判断に基づく引受（アンダーライティング）に制限を加えるものではないことを明確にしていきたい。		
74	Ⅱ－３－５－１ －１ 顧客保護を図るための留意点①	「公正な事務処理」をことさら掲げている趣旨及び具体的にどのような事態をもって「公正でない事務処理」とみるのか確認したい。	「公正な事務処理」をことさらに掲げている趣旨、および具体的にどのような事態をもって「公正でない事務処理」とみるのか、確認したい。	損害保険協会	保険会社の事務処理に関して、公平で偏っておらず、また、明白で正しいことの必要性について再認識するための一般規定です。因みに「保険検査マニュアル」にも同様の記述があります。
75	Ⅱ－３－５－１ －２ 法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等(12)④	「保険金額の決定に際し、(社)生命保険協会の「契約内容登録制度」又は(社)日本損害保険協会の「契約内容登録制度」を利用する等、モラルリスク排除・抑制のため～(以下略)」とある	現在の生命保険協会の制度は、「契約内容登録制度・契約内容照会制度」であるが、今回の監督指針に規定するにあたっては、「保険金額の決定に際し、(社)生命保険協会の「契約内容登録制度・契約内容照会制度」又は、(以下略)」とし、直近の制度の正式名を反映すべき。	生命保険協会	貴見のとおり修正することとします。

		が、(社)生命保険協会の制度の正式名を反映するべき。			
76	Ⅱ-3-5-2 保険金等支払管理態勢 (2) 主な着眼点	「保険契約者等の保護に係る重要な事項」の例示	①顧客保護の観点から以下の態勢整備が図られているか。 (イ)保険金等支払に関する規定等の保険契約者等の保護に係る重要な事項の決定について、取締役会等の経営陣が関与する態勢となっているか。となっているが、「保険契約者等の保護に係る重要な事項」について例示していただきたい。	FNLIA	例えば、保険金等の支払いに関する規定のうち、保険金等の不払基準の決定・変更や支払基準の決定・変更等の保険契約者等の保護に係る重要な事項が考えられます。
77	Ⅱ-3-5-2 - (2) 主な着眼点①ハ	「営業拠点等に対する指導・監督」とあるが「支払拠点等」とする方が良いのではないか	「営業拠点等に対する指導・監督」とあるが「支払拠点等」とする方が良いのではないか	損害保険協会	「営業拠点等」は広く使われる用語であり、例えば「保険検査マニュアル」にも同様の記述があります。

78	II-3-6 顧客情報管理態勢 (2) 主な着眼点 ①組織及び内部規定の整備	個人情報保護のための企画立案及び統合管理を行う責任部署に関する確認	(ハ) 個人情報保護のための企画立案及び統合管理を行う責任部署が明確化されているか。となっているが、ここでいう「責任部署」には、いわゆる部門だけではなくポジション、委員会等の社内組織も含まれることを確認したい。 ex. 「個人情報管理責任者」、「個人情報保護委員会」	FNLIA	組織として、部署・人員・規則等が適切に整備され、機能していることが必要であり、貴見のとおりです。
79	II-3-6 顧客情報管理態勢 (2) 主な着眼点 ⑤システム	(イ) 「データへのアクセスの制限」において、「個人情報のプリントアウトやダウンロードについて、機械的に利用目的に応じたデータの内容・量の制限を行っているか。」とする項目が掲げられているが、本項目の意図はあくまで内部関係者による顧客情報の持ち出しの防止に係る対策の一つであることを確認したい。	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」におけるⅢ-3-4-3顧客情報管理(2) 主な着眼点②を参考とすると、本項目の意図はあくまで内部関係者による顧客情報の持ち出しの防止に係る対策の一つであると考え。とすると、本項目は上記対策の一つとして、個社が種々の施策をもって取組むべき項目であり、②取扱ルール(ロ)に収斂されている項目と捉えるのが合理的であると考え。 また、そもそも個人である顧客に関する情報については、保険業法・業法施行規則、個人情報の保護に関する法律、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要はあるが、これらに明確に定められ	FNLIA	これまでに生じた個人情報漏洩事案に鑑みて、プリントアウトや記録媒体へのダウンロード、電子メール等への添付など、社外持ち出しやアウトプット等が規制されるべき情報に関しては、適切な方法により何らかの制限をすべきであると考えます。したがって、②取扱ルール(ロ)「個人情報の漏洩を防止するための取扱方法」とは別事項と捉えるのが適切であると考えます。 しかしながら、必ずしも機械的に何らかの措置を加えることなく、個人情報の適切な取扱いが確保される方法もとりうるものと考えられますので、その旨修正します。

			ていない、いわば「上乘せ」のような取組みに関しては、個社の自己責任の下、顧客情報を適切に取扱うための対策を講じるべきものであり、少なくとも一義的に「機械的な制限」を求めるような記載は適切でないと考え		
80	Ⅱ-3-6(2) ⑤(ロ)データの保護	「パソコンやホストコンピュータ等に保存された個人情報のデータが暗号化されるなどして保護されているか」という点について、「暗号化」は例示という理解でよいか。	「パソコンやホストコンピュータ等に保存された個人情報のデータが暗号化されるなどして保護されているか」という点について、「暗号化」は例示という理解でよいか。	生命保険協会	「暗号化」以外の方法により「暗号化」と同程度の個人情報の保護が図られ、個人情報の適切な管理の確保ができるのであれば、「暗号化」以外の方法でも差支えないと考えます。
81	Ⅱ-3-6 顧客情報管理態勢 (2) 主な着眼点 ⑥代理店及び外部委託者の管理	「個人情報の性質及び量等に応じた取扱ルール及び責任」の趣旨確認	(イ) 保険募集に関する個人情報について、委託契約等に基づき当該委託先が取扱う個人情報の性質及び量等に応じた取扱ルール及び責任が明確に定められているか。となっているが、「個人情報の性質及び量等に応じた取扱ルール及び責任」とは、抽象的で趣旨が不明確であるため、趣旨が理解できる表現にしていきたい。 (ロ) 代理店・外部委託先を契約解除する場合の個人情報の取扱いルールが整備されて	FNLIA	(イ) については、各保険会社が保有する個人情報の性質及び量は区々であり、その状況に応じた適切な管理方法・ルールの設定及び責任体制の確保が必要と認められ、画一的な方法を示すことは却って不適切と考えます。 (ロ) については、個人情報の保護に関する法律第22条の規定に鑑み、例えば、顧客情報が記載・収録された帳票や電子記録媒体等を保険会社の指示により返却を求めたり、退職した代理店従業員等が退職後も個人情報を正当な理由なく他に漏らすことのないよう適切な措置を講じることなどを示しています。

			<p>いるか。となっているが、契約解除する場合の個人情報の取扱いルール」とは、抽象的で趣旨が不明確であるため、趣旨が理解できる表現にしていきたい。</p>		
82	<p>Ⅱ-3-8 適切な表示の確保 (3)</p>	<p>監督指針の文言の修正</p>	<p>以下の規定における「担保内容」は、Ⅱ-3-3-2(5)③と表現を合わせる観点から、「保障内容」に修正したほうがよいのではないかと。</p> <p>(注) 内部規定は、次の事項等を踏まえ、保険期間、担保保障内容、引受条件及び保険料率・保険料等が適切に表示されるよう留意されるように留意して策定されているか。</p>	<p>生命保険協会</p>	<p>貴見のとおり修正することとします。</p>
83	<p>Ⅱ-3-10-2 (2) システムリスク管理態勢</p>	<p>システムリスク管理態勢における「客観的な水準」について確認したい。</p>	<p>「システムリスク管理態勢の整備に当たっては、その内容について客観的な水準が判断できるものを根拠としているか。」とあるが、客観的な水準とは「保険検査マニュアル システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト I.1(3)」に記載の「金融機関等におけるセキュリティポリシー策定のための手引書」(財団法人 金融情報システムセンター編)と理解してよいか確認したい。</p>	<p>生命保険協会</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

84	Ⅱ－３－１０－ ２（２）システム リスク管理態 勢	「システムリスク 管理の基本方針」と 「安全対策の基本 方針」の相違が不明 であり、定義付け をいただきたい。	「システムリスク管理の基本方針」と「安全 対策の基本方針」の相違が不明であり、定 義付けをいただきたい。	損害保 険協会	<p>「システムリスク管理の基本方針」については、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等及びコンピュータの不正使用により保険会社が損失を被るリスクに関する管理の基本方針のことを示し、「安全対策の基本方針」は、組織の情報資産を適切に保護するための基本方針を示します。</p> <p>因みに、現行の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」にも同様の記述があります。</p>
85	Ⅱ－３－１０－ ２ （３）安全対策	「安全対策」・「安全 管理者」の内容が不明 瞭であり、その内 容を確認したい。	保険検査マニュアルにおいては、セキュリティ管理者の責務として「セキュリティ管理者は、システム、データ、ネットワーク管理体制を統括しているか。」と定められているが、安全管理者の責務と同じであると考えられることから、用語を統一していただきたい。同じく、検査マニュアルにおけるシステムリスク管理体制（セキュリティ管理体制・システム管理体制・ネットワーク管理体制）に「安全対策」が含まれていないのか、含まれているとすれば用語を統一していただきたい。	FNLIA	<p>「安全管理者」、「安全対策」は広く金融機関等で使われている用語であり、例えば、現行の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」にも同様の記述があります。</p> <p>因みに、ご指摘のように「安全管理者」、「安全対策」は、それぞれ「保険検査マニュアル」における「セキュリティ管理者」、「セキュリティ管理体制」を包含するものと考えます。</p>

86	Ⅱ-3-10-2(3) 安全対策	当監督指針において初めて明示された「安全管理者」は、その役割からして、セキュリティ管理責任者を包含していると考えられるが、その位置づけでよいか。	当監督指針において初めて明示された「安全管理者」は、その役割からして、セキュリティ管理責任者を包含していると考えられるが、その位置づけでよいか。その場合であっても、昨今のセキュリティの重要性に鑑み、独立してセキュリティ管理責任者を設ける必要があるか、それとも安全管理者の一つのミッションとして定義して良いか。	損害保険協会	85に同じ
87	Ⅱ-3-10-2(3) 安全対策②	「定められた方針、基準及び手順に従って安全対策を適正に管理する安全管理者を設置しているか。」との記載があるが、これは、保険検査マニュアル システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリストV-1(1)①本文と同趣旨であることを確認したい。	「定められた方針、基準及び手順に従って安全対策を適正に管理する安全管理者を設置しているか。」との記載があるが、これは、保険検査マニュアル システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリストV-1(1)①「定められた方針、基準及び手順に従ってセキュリティが守られているかを適正に管理するセキュリティ管理者を設置しているか。」と同趣旨であることを確認したい。	生命保険協会	貴見のとおりです。

88	II-3-10-2 (8) コンティンジェンシープラン	コンティンジェンシープランにおける「客観的な水準」について確認したい。	「コンティンジェンシープランの策定に当たっては、その内容について客観的な水準が判断しうるものを根拠としているか。」とあるが、客観的な水準とは「保険検査マニュアル システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリストⅦ. (5)」に記載の「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン要領」および「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」(財団法人 金融情報システムセンター編)と理解してよいか確認したい。	生命保険協会	貴見のとおりです。
89	II-3-10-2 (8) コンティンジェンシープラン	ここで想定するリスクは、II-3-11-2(2)②における危機事例のコンピューター事故と同じ内容と理解していいか。	ここで想定するリスクは、II-3-11-2(2)②における危機事例のコンピューター事故と同じ内容と理解していいか。	損害保険協会	II-3-11-2(2)②における危機事例のコンピューター事故については、例えば大規模災害等によりコンピューターが稼動しない場合の対応等も含まれると考えます。

90	Ⅱ－３－１０－ ２（８）コンテ ィンジェンシー プラン	コンティンジェン シープランが常時 用意されるべきで あるように読める ため、「必要に応じ て、」を文頭に挿入 すべき。	コンティンジェンシープランが常時用意されるべきであるように読めるため、「必要に応じて、」を文頭に挿入すべき。	損害保 険協会	コンティンジェンシープランは常時準備しておくべきものと考えられます。 因みに、現行の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」にも同様の記述があります。
91	Ⅱ－３－１０－ ２（８）コンテ ィンジェンシー プラン	コンティンジェン シープランの策定 に当たっては、「そ の内容について客 観的な水準が判断 しうるものを根拠 としているか。」と あるが、どのよう なものを想定してい るか明示をいた だきたい。	コンティンジェンシープランの策定に当たっては、「その内容について客観的な水準が判断しうるものを根拠としているか。」とある（当該事項は、（２）システムリスク管理態勢にも記述がある）。どのようなものを想定しているのか明示をいただきたい。	損害保 険協会	例えば、「保険検査マニュアル システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリストⅦ.（５）」に記載の「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン要領」および「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」（財団法人 金融情報システムセンター編）を想定しています。

92	II-3-10-2 (8) コンティンジェンシープラン ②	コンティンジェンシープラン策定に当たって、その内容が「客観的な水準が判断しうるもの」を根拠とすることが求められているが、その内容を確認したい。	保険検査マニュアルにおいては、「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン要綱」及び「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」（財団法人金融情報システムセンター編）を参照し、コンティンジェンシープランを整備していることを求めており、これに則ってコンティンジェンシープランを策定していれば、客観的な水準が判断しうるものを根拠としていると考える。	FNLIA	貴見のとおりです。
93	II-3-10-2 (9) システム統合リスク②	テスト計画における「客観的な基準」について確認したい。	「テスト計画は、客観的な基準が判断できるものを踏まえた」とあるが、「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリストII. iii 5」に記載の「金融機関等コンピュータシステム安全管理基準」（財団法人金融情報システムセンター編）における技術基準I.(II)「ソフトウェアの信頼性向上策」と理解してよいか確認したい。	生命保険協会	貴見のとおりです。
94	II-3-10-2 (10) 障害発生時の対応②	システム障害発生時の公表は、「必要に応じて」でよいものと思われ、障害の規模で判断すべきと考える。	システム障害発生時の公表は、「必要に応じて」でよいものと思われ、障害の規模で判断すべきと考える。	損害保険協会	システムリスク管理における障害発生時の公表は、障害の規模のみでなく発生原因や他への影響等も考慮されるべきと考えます。 因みに、現行の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」にも同様の記述があります。

95	II-3-11-2 (2) 主な着眼点 ②	<p>危機管理マニュアルにおける「客観的な基準」について確認したい。</p> <p>また、「客観的な判定される」との記載は「判定できる」あるいは「判定し得る」に修正してはどうか。</p>	<p>「危機管理マニュアルの策定に当たっては、客観的な水準が判定されるものを根拠として設計されていることが望ましい。」とあるが、保険検査マニュアル（システムリスク管理態勢）では、危機管理マニュアルの策定に際して参照すべき資料等については明記されていないと思われることから、「客観的な水準が判定できるもの」について、例示を含め、具体的に明記いただきたい。</p> <p>また、ここでは「客観的な水準が判定されるもの」とあるが、システムリスク管理態勢等に記載の表現では「客観的な水準が判定できる」と記載されており、表現を統一する方が望ましいと考える。</p>	生命保険協会	<p>例えば、業界団体で策定したひな型等についても参考になると思います。</p> <p>また、現行の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」にも同様の記述があり、趣旨は明確であると考えます。</p>
96	II-3-11-2 (2) 主な着眼点②	<p>「危機管理マニュアルの策定に当たっては、客観的な水準が判断しうるものを根拠として設計されていることが望ましい。」とあるが、どのようなものを想定しているのか明示をいただきたい。</p>	<p>「危機管理マニュアルの策定に当たっては、客観的な水準が判断しうるものを根拠として設計されていることが望ましい。」とあるが、どのようなものを想定しているのか明示をいただきたい。</p>	損害保険協会	<p>例えば、業界団体で策定したひな型等についても参考になるものと考えます。</p>

97	Ⅱ-3-11-2 (2) 主な着眼点 ②	策定すべき危機管理マニュアルについてその内容を確認したい。	通常のリスク管理だけでは対処できないような危機を管理する重要性は高まっているものの、マニュアルの策定が必要な管理すべき危機は、個社の業務内容に応じて異なる以上、(参考)として記載されている「想定される危機の事例」全てを網羅していることが必須でないとする。	FNLIA	ご指摘のとおり管理すべき危機は、個社の規模や業務の内容に応じて異なるものと考えられますが、いずれにしても、平時及び危機時において十分な危機管理態勢が構築されることが重要であると考えます。 因みに、現行の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」にも同様の記述があります。
98	Ⅱ-3-11-5 風評に関する危機管理態勢 (3)、(4)	「風評が解約に結びついた場合」とあるが、様々な程度がありうるので、必ず初動対応が必要だとか、警備会社への連絡が必要ということにはならない。	「風評が解約に結びついた場合」とあるが、様々な程度がありうるので、必ず初動対応が必要だとか、警備会社への連絡が必要ということにはならない。風評が「大量の」解約に結びついた場合、などとすべきではないか。	損害保険協会	各保険会社において、風評に関する十分な危機管理態勢を構築するためには、その対応が必要となる場合を「大量の」解約に結びついた場合のみに限定する必要はないと考えます。
99	Ⅲ-1-1 オフサイトモニタリングの主な留意点 (2) 定期的なヒアリング	各社に対して一律に年5回のヒアリングが実施されるものと読めるが、この理解でよいか。	ヒアリングを行う側又受ける側にとって年5回もヒアリングが行われるのは効果的とは思えない。総合的ヒアリングを年1回として、これに決算ヒアリング及び保険計理人ヒアリングを合体し、当局としてモニタリング点検の結果イレギュラーなものが発見された場合にその該当会社につき臨時的ヒアリングを行ってはどうか。	FNLIA	決算ヒアリング、総合的なヒアリング及び保険計理人ヒアリングは、決算状況表、オフサイト・モニタリング等の徴求データ等に基づき、ヒアリング対象となる保険会社を選定し実施するものであります。また、これらのヒアリングを必要に応じて同時に行うことなど、所要の対応を行ってまいります。

100	Ⅲ－１－１ オフサイトモニタリングの主な留意点 (2) 定期的なヒアリング ①総合的なヒアリング	総合的なヒアリングの実施時期、ヒアリング項目の明示	保険会社の決算状況等を踏まえ、収益管理態勢の整備や業務再構築に向けた取組み状況、経営管理の状況等について年に2回ヒアリングを実施することとする。となっているが、総合的なヒアリングの実施時期、ヒアリング項目の概要について別途明らかにしていただきたい。 上記に示した様にヒアリングは年1回で十分である。	FNLIA	総合的なヒアリングは、決算状況表、オフサイト・モニタリング等の徴求データ等に基づき、ヒアリング対象となる保険会社を選定し実施するため、決算状況表の提出（7月末及び12月末）の後、所要の分析期間を経た上で実施することとなります。 なお、ヒアリング項目の具体的な内容を開示することは、そのことが保険会社の恣意的な事業運営を誘引する可能性があるため、開示しないことが適当と考えます。
101	Ⅲ－１－１ (2) 定期的なヒアリング	各社一律に年5回のヒアリングが実施されるという理解でよいか。	決算ヒアリング、総合的なヒアリング、保険計理人ヒアリングを合わせ、各社一律に年5回のヒアリングが実施されるという理解でよいか。一律に実施されない場合には、その判断基準を示して頂きたい。	生命保険協会	99に同じ。
102	Ⅲ－１－１(2) 総合的なヒアリング②	総合的なヒアリングは年2回必ず行うという理解でよいか。また、より詳細な制度内容(ヒアリングの方法、対象範囲、被検査金融機関の必要な対応体	総合的なヒアリングは年2回必ず行うという理解でよいか。また、より詳細な制度内容(ヒアリングの方法、対象範囲、被検査金融機関の必要な対応体制等)についてどのようなタイミングで開示される予定か確認したい。	損害保険協会	総合的なヒアリングは、決算状況表、オフサイト・モニタリング等の徴求データ等に基づき、ヒアリング対象となる保険会社を選定し実施します。実施にあたっては、ヒアリング対象となる保険会社が所要の準備期間を確保できるよう、事前に、その内容、対象範囲等を伝達した上で、実施することとします。

		制等)についてどのようなタイミングで開示される予定か確認したい。			
103	Ⅲ-1-6-1 (1) 保険金等の支払いに係る 便宜措置	「保険証券、届出印鑑等・・・」と記載されているが、保険の場合、届出印鑑はなく、「保険証券、印鑑等・・・」と修正すべき。	「保険証券、届出印鑑等・・・」と記載されているが、保険の場合、届出印鑑はなく、「保険証券、印鑑等・・・」と修正すべき。	損害保険協会	届出印鑑のケースもあることから、原案が適当と考えます。
104	Ⅲ-1-6-1 災害地における 金融上の措置 Ⅲ-1-6-2 東海地震の地震 防災対策強化地 域内外における 金融上の諸措置 (1) ④口	東海地震の地震防災対策強化地域内で大地震の「注意情報」、「警戒宣言」が発表された場合、発災後と同様に保険料払込猶予等の「保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置」を	「Ⅲ-1-6-1災害地に対する金融上の措置」として(2)に規定する「保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置」については、Ⅲ-1-6-2(1) ④口により、東海地震の地震防災対策強化地域内においても、「発災後の保険会社の応急措置」として当局が要請することとされている。 しかし、同地域内においては、大地震の予知情報として「注意情報」、「警戒宣言」が発表されることとなっており、防災準備行動や	損害保険協会	各生命保険会社又は損害保険会社において、災害発生前であっても、その時々的情勢、関連法令等を適切に踏まえつつ、各社の経営判断に基づき、保険金支払の迅速化や保険料の払込猶予等に関する措置を行うことを妨げるものではありません。 因みに、現行の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」にも同様の記述があります。

		講じることは可と解釈しているが、いかがか。	避難行動を開始する契約者の継続契約等について利便を図るためには、保険会社として発災後と同様に保険料払込猶予等の措置を講じる必要があると考える。当該規定にかかわらず、保険会社が、注意情報・警戒宣言時に同措置を講じることは可と解釈しているがそれでよいか。(もしも、当該規定上不都合な場合には、注意情報・警戒宣言時にも当局として特別な措置の要請をいただくよう改定いただきたい。)		
105	Ⅲ-2-8 標準責任準備金を積み立てない場合の取扱い	本規定は、積立計画における積立率を下回った場合に修正共同保険式再保険の財務再保険も認められないとの意味を確認したい。また、共同保険式再保険と修正共同保険式再保険で取扱いが異なる理由を示していただきたい。	(3)について、保険業法施行規則第71条第2項に規定する財務再保険には共同保険式再保険と修正共同保険式再保険の2種類があり、当該財務再保険を締結した場合、「手数料を収受したときは、当該収受した金額を責任準備金として積み立てなければならない」としている。本規定では、積立計画における積立率を下回った場合に「修正共同保険式再保険による改善策については、本件に対する対応策とは認めないとする」とされているが、修正共同保険式再保険の財務再保険も認められないとの意味であるのか確認したい。また、共同保険式再保険と修正共同保険式再保険で取扱いが異なる理由を示していただきたい。	ハート フォード生命	財務再保険は、短期的な収益のかさ上げが可能であることから、積立計画が下回っている場合の標準責任準備金の達成又は復元に向けた対応策としては、適切でないと考えます。 なお、ご指摘の共同保険式再保険が記載されていない点につきましては、修正共同保険式再保険と同様ですので、「修正共同再保険」を「財務再保険」に修正いたします。

106	Ⅲ-2-8 標準責任準備金を積み立てない場合の取扱い(3)	「当年度における積立計画における積立率」の当年度が明確でない	「当年度における積立計画における積立率」の当年度が明確でない。現在提出している金監第 1635 号に基づき、「平成 13 年度」を基準とすべきであるとする。	生命保険協会	ここでいう「当年度」とは、基本的に平成 13 年度決算の積立計画に基づくことが基本となりますが、経営状況の変化により積立計画を見直すこともあり得るため、限定的な年度は記載しないこととします。
107	Ⅲ-2-19 ソルベンシー・マージン比率の計算	Ⅲ-2-19 の柱書で以下Ⅲ-2-19 において「告示」というとしながら、Ⅲ-2-19-6(1) で同じ告示を引用し、「健全性告示」としている。	Ⅲ-2-19 の柱書で以下Ⅲ-2-19 において「告示」というとしながら、Ⅲ-2-19-6(1) で同じ告示を引用し、「健全性告示」としている。	損害保険協会	ご指摘を踏まえ、Ⅲ-2-19-6(1) の柱書中の記載を「告示」に修文します。
108	Ⅲ-2-19 ソルベンシー・マージン比率の計算	ソルベンシー・マージン比率に使用する風水災害リスクについて、自然災害責任準備金制度導入後の具体的な算出方法を補足すべきである。また火災以外の種目については、火災風水災害	ソルベンシー・マージン比率に使用する風水災害リスクについて、自然災害責任準備金制度導入後の具体的な算出方法を補足すべきである。告示別表における規定（伊勢湾台風に相当する規模の台風が発生したときの推定正味支払保険金）だけでは、各社間で実務がばらつく可能性があるため、火災については、自然災害責任準備金の算出の際に使用した風災のリスクカーブを使用して、伊勢湾台風に相当する規模の台風が発生したときの	損害保険協会	ソルベンシー・マージン比率の計算における巨大災害リスクの計算方法については、告示及び決算状況表の記載要領において、一層の明確化を図っていくことが適当と考えます。

		リスク(再保険控除前)を使用して、従前のリスク量を比例的に調整するという簡便法を許容・明記すべき。	損害額を推定し、これに水災分を所与の割合で加算して、再保険回収額を控除するという算式を明記する。また火災以外の種目については、火災風水災害リスク(再保険控除前)を使用して、従前のリスク量を比例的に調整するという簡便法を許容・明記すべき。		
109	Ⅲ-3-6 (口)データの保護	(3番目の項目として) 漏洩した場合の保護を考え、バックアップ・USBメモリ等やデータベース内のデータに対する暗号化と、適切な鍵管理の実施を義務づけるよう明記すべきと考える	最近の個人情報の紛失・漏洩の問題としては、データの暗号化が適切に行われていないことがある。 つまり、システム的には完璧に保護することが難しいのであるから、漏洩・紛失などがあっても、個人が実質的な被害を受けないように何らかの措置をとることが必要である。 そのため、個人情報データに関して暗号化することが必須であるといえる。 従って、3つ目の項目に、バックアップやテープなど・USBメモリなどのメディア・データベース内のデータに関しては暗号化を義務づける記述を加えるべきである。	ゼーク ラフト	ご指摘はⅡ-3-6に関してのものと推測されますが、データの暗号化については原案に盛り込まれています。

110	Ⅲ－４－１ 意義	「複数のレベルにおける意見交換を行うことで、…認識の共有を図ることが有益である」としているが、その趣旨に沿った表記になっていない。	「Ⅲ－４－１意義」で「複数のレベルにおける意見交換を行うことで、…認識の共有を図ることが有益である」としているが、その趣旨に沿った表記になっていない。よって、「幹部」という文言を削除して「監督当局と当該保険会社等との間の意見交換の機会の設定を求められた場合…」とし、（注１）を削除すべき。	損害保険協会	担当レベルでの意見交換が行われることは当然の前提として、これに加え幹部レベルでの意見交換を行うという趣旨です。 因みに、現行の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「金融コングロマリット監督指針」にも同様の記述があります。
111	Ⅳ－２－２ 逓減定期保険	逓減定期保険において、責任準備金が負値となる場合であっても、保険会社の財務の健全性及び業務の適切性等の確保の観点から問題のない範囲内で取扱可能としても良いと考えます。	逓減定期保険は、経過とともに保障額が減少する仕組みのため、責任準備金が負値となる場合があります。 ただ、負値の程度には保険期間や契約年齢等により幅があり、これを一律に取扱不可とすることは、契約者に対しライフステージに応じた適切な保障を提供するための選択肢を狭くすることに結びつきます。 多様な消費者ニーズに柔軟に応えられる商品開発を目指すためにも、保険会社の財務の健全性及び業務の適切性等の確保の観点から問題のない範囲内のものについては、取扱っても良いと考えます。	オリックス生命	本監督指針の適用にあたっては、機械的・画一的に責任準備金の計算上の負値が発生し得ることを否定するものではありませんが、貴見を踏まえ、次のように修正することとします。 「逓減定期保険については、責任準備金の負値が発生していないか。なお、責任準備金の計算上、負値となる契約が生じ、当該契約に係る責任準備金をゼロとする対応をとる場合においては、財務の健全性確保に関する十分な検討がなされているかに留意が必要である。」

112	IV-3-3 特約 自由方式等の取 扱い(1)①ハ	当該保険契約の趣 旨・目的の範囲内」 との規定があるが、 自動車保険の趣 旨・目的について確 認したい。	「当該保険契約の趣旨・目的の範囲内」との 規定があるが、自動車保険の趣旨・目的とは、 業法施行規則(第83条第3号ル)に記載の ある「自動車の管理又は運行に伴う損害を対 象とする保険契約」を意味し、これを逸脱す る特約の新設は認可・届出によらなければ認 められないという理解でよいか。	損害保 険協会	貴見のとおりです。
113	IV-3-3 特約 自由方式等の取 扱い(1)②ニ a	「当該特約の内容 に対応したもので あること」について 確認したい。	「当該特約の内容に対応したものであること」とあるが、「内容に対応したもの」とは、 ①担保範囲を拡大・縮小する特約において は、当該拡大・縮小に対応した計算方式 であること ②手続きの変更等による費用の増減を内容 とする特約においては、その増減に応じ た計算方式であること という意味であり、 ア. 当該特約の付帯により生じる効果に基づ かない保険料計算方式の新設・変更は不可 (例えば、担保範囲を縮小する特約を付帯す ることによって過去の成績による割増引の スキームを変更することは不可)、 イ. 特約保険料の算出に際して、当該特約 に規定される内容(危険度の状況・手続き変 更により増減する費用等)を合理的に評価・ 反映した計算方式でなければならない(例え	損害保 険協会	貴見のとおりです。

			ば、費用の減少を内容とする特約の付帯にあたり社費率に対して過大な割引を可能とする計算方式は不可) という理解でよいか。		
114	IV-3-3 特約 自由方式等の取 扱い(1) ②ニ a	「当該特約の内容 に対応したもので あること」について 確認したい。	「当該特約の内容に対応したものであること」には、①、②の他、次の③を含んでいるという理解でよいか。 ①担保範囲を拡大・縮小する特約においては、当該拡大・縮小に対応した計算方式であること ②手続きの変更等による費用の増減を内容とする特約においては、その増減に応じた計算方式であること ③適用契約のリスクおよび事業費の状況により保険料を調整することとする保険料の計算方式のみを新設・変更する特約においては、当該特約の内容から保険料調整要素を導くことのできるものでなければならない	損害保 険協会	貴見のとおりです。

115	IV-3-3 特約 自由方式等の取 扱い(1)②ニ b	実績損害率に基づ く割増引制度に関 わる計算方式が算 出方法書に既に規 定されている場合 について確認した い。	実績損害率に基づ く割増引制度に関 わる計算方式が算 出方法書に既に規 定されている場合 は、当該計算方式 自体の変更はもと より、実績損害率 を根拠とする他の 保険料計算方式を 新設することも、 算出方法書に規定 された計算方式と 整合がとれなくな ることから不可、 という理解でよい か。	損害保 険協会	貴見のとおりです。
116	IV-3-3 特約 自由方式等の取 扱い(1)②ニ b	実績損害率に基づ く割増引制度に関 わる計算方式が算 出方法書に既に規 定されている場合 について確認した い。	実績損害率に基づ く割増引制度に関 わる計算方式が算 出方法書に既に規 定されている場合 は、基礎書類上の 基準保険料率およ び割増引率による こととし、これに 料率変更要素を勘 案することとなっ ている必要がある 、という理解でよ いか。	損害保 険協会	貴見のとおりです。
117	IV-3-3 特約 自由方式等の取 扱い(1)②ニ c	「当該特約を付帯 する保険契約ごと に保険料の調整を 行う場合」につい て確認したい。	「当該特約を付帯 する保険契約ごと に保険料の調整を 行う場合」とある が、特約の付帯に よる保険料の調整 には、 ①保険契約ごとに 調整する方式 ②保険契約集団単 位で調整(例えば、 全国の契約者を対 象とした危険度の 平均的値に基づい て調整)する方式 の2方式が想定さ れる。 同一の特約に対し て上記2つの保険 料の調整方式を併 用することは、以 下の理由から不	損害保 険協会	貴見①及び②の 方式を、個々の契 約者ごとに恣意的 に使い分けで適用 することは認めら れません。

			<p>可という理解でよいか。</p> <p>ア. いずれの方式を適用するかにより、同一の契約に対して異なる保険料が生じる。</p> <p>イ. 個々の契約毎に異なる方式を適用することにより、契約者間で不当に差別的な状況を招く。</p>		
118	IV-3-3 特約 自由方式等の取 扱い(1)②ニ c	「危険度の状況」による保険料の調整および「増加又は減少する費用」による保険料の調整について確認したい。	<p>「危険度の状況」による保険料の調整は、次の理解でよいか。</p> <p>○保険契約ごとの危険度を測定して保険料を調整する場合は、危険度の測定区分が施行規則第12条第4号に規定する危険要因区分に該当しないものであってはならず、かつ、その較差が保険数理に基づかないものであってはならない。</p> <p>「増加又は減少する費用」による保険料の調整は、次の理解で良いか。</p> <p>○各種手続きの新設・変更を自由特約で行った場合、保険料の調整は、各種手続きの新設・変更によって得られる効果に基づかないものであってはならない。また、保険料の計算方式の新設・変更を自由特約で行った場合において、事業費の状況により保険料を調整しようとするときは、基礎書類上の事業費に料率変更要素を勘案することとなっている必</p>	損害保 険協会	貴見のとおりです。

			要がある。		
119	IV-5-5各種 割増引制度等	「第二分野の割引の新設について、装置・サービスの普及促進のみを目的とする等、数理的にみて合理的でない割引となっていないか。」が削除されているが、これは、この規制がなくなつたと理解して良いか。	現行ガイドライン5-5-5(2)「第二分野の割引の新設について、装置・サービスの普及促進のみを目的とする等、数理的にみて合理的でない割引となっていないか。」が削除されているが、これは、この規制がなくなつたと理解して良いか。	損害保 険協会	割引について、数理的にみて合理的であるべきことは、IV-5-5(1)(2)に記述しています。

120	IV-5-5各種割増引制度等(2)	「料率団体が提供するデータを使用する場合は、当該料率団体が定める統計報告要領等の諸規定を個社において実質的に変更する等、当該データの信頼性を損ねさせることも不可」という理解でよいか。	「料率団体が提供するデータを使用する場合は、当該料率団体が定める統計報告要領等の諸規定（例えば自動車保険では「料率審査日」等の規定）を個社において実質的に変更する等、当該データの信頼性を損ねさせることも不可」という理解でよいか。	損害保険協会	入手可能な実績データの利用について記述しているものであり、「料率団体が定める統計報告要領等の諸規定」について言及しているものではありません。
121	IV-6-1 (I-1-2も関連) 保険商品の認可・届出に係る審査	損害保険業においては、消費者ニーズにダイナミックな変化があり、早急な対応を迫られている。「業務上の規制・慣行を保険業法に照らし、常に見直していくことが求められる」監督当局としての今後の具体方針を確認したい。	損害保険業においては、消費者ニーズにダイナミックな変化があり、早急な対応を迫られている。本指針では、商品審査期間の短縮化や「実質的に」同様商品であれば形式的早期審査をうたった現行ガイドラインが維持されているが、物理的条件も含めて、商品認可申請・届出・審査の全行程で、時間がかかっており、「業務上の規制・慣行を保険業法に照らし、常に見直していくことが求められる」監督当局としての今後の具体方針を確認したい。	損害保険協会	商品審査期間の短縮化や定型化された簡易なものにかかる短縮された商品審査期間を記述していますが、今後とも、保険契約者等の保護を図りつつ、消費者ニーズに対応する商品開発の迅速化に資する観点から、審査期間の更なる短縮について引き続き努力してまいりたいと考えております。

122	VI. 日本アクチュアリー会関係全般	<p>本指針（案）は、アクチュアリーに対する強い期待があらわれたものと受け止めており、将来に向かっては、本指針（案）の方向性を踏まえて、さらに会の運営の充実と発展を図り、期待に応えていきたいと考えます。</p>	<p>社団法人 日本アクチュアリー会は、1899年(明治 32 年)に創立された、100 年を超える歴史を持つ民間の団体であり、アクチュアリアルな研究調査、アクチュアリーの教育・育成、資格試験の実施などの活動を通じ、民間の専門職の団体としての立場から日本の保険事業・年金事業の発展に寄与してまいりました。</p> <p>最近ではわが国の保険行政や社会保障制度に関して、行政機関からの諮問に対する答申を行うほか、平成 12 年 6 月施行の改正保険業法において導入された指定法人制度において、当会が「公益法人であって、保険数理の専門的知識等を有する者の養成や、同法に規定する責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準その他の保険数理に関する事項に係る業務等を確実にこなせるもの」として指定され、一層活動の幅を広げております。</p> <p>本指針（案）は、当会が指定法人であることに基づき、法に規定された業務を適正に行うことを確保する観点から、監督を行う場合の基本的考え方等が具体的に示されたものですが、そこに現れているのは、アクチュアリーが不断に専門能力の向上に励み、利用者保護の見地に立ちながら、専門職能者とし</p>	<p>(社) 日本 アク チュ アリー 会</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
-----	--------------------	---	--	---	-----------------------

			<p>て、今後さらに広範な分野での一層の活躍と十分な機能発揮により、職責を全うすることに対する強い期待であると受け止めております。</p> <p>当会の組織・体制・事業内容の現状と、本指針（案）に記載された内容との間には齟齬はないものと認識しておりますが、将来に向かっては、環境の変化等に対応するため、本指針（案）で示された方向性を踏まえて、さらに会の運営の充実と発展を図り、当会に寄せられている高い期待に応えて参りたいと存じます。</p>		
123	<p>VI-1-1 監督に当た る基本 的考え方 (1) 意義</p>	同右。	<p>「配当等における契約者間の公平性の確保」は「配当等における公正性ならびに衡平性の確保」の方が適切と考えます。保険業法上、保険計理人は配当の「公正・衡平性」を確認することとなっております。</p>	<p>(社) 日本ア クチュ アリー 会</p>	<p>ご指摘等も踏まえ、「配当等における公正性ならびに衡平性の確保」と修文することとします。</p>

124	VI-1-2 会の適切な運営 (4)	同右。	ここでいう「独立」とは、アクチュアリー会の業務及び活動を行うにおいては専門職としての自律的判断が要求されるという意味であることを確認したいと考えます。	(社) 日本アクチュアリー会	貴見のとおりです。
125	VI-1-3 委託業務 (2)係数及び基準の公開	同右。	一般論として、係数及び基準に関する資料に関し、他から提供を受けたもので、当社が守秘義務を負うものに関しては、一般の閲覧に供することはできないことを理解いただきたいと考えます。	(社) 日本アクチュアリー会	情報開示のあり方としては、公益法人であるとともに指定法人であることを踏まえ、利用者の視点に立って、適切かつわかりやすい情報の提供が必要と考えます。また、本項は、係数及び基準に関し、アクチュアリー会が有する全ての資料の提供を求めものではありませんが、係数及び基準の重要性を踏まえ、国民等一般に向け高いレベルの透明性を確保するために十分な内容の資料が閲覧されることが必要と考えます。
126	VI-1-3(3) 係数及び基準の策定手続きに関する規定	「(係数・基準の策定に際しては)必要に応じて学識経験者、公認会計士その他の専門家の意見を踏まえるものとしているか」との記載につき、修正されてはどうか。	「(係数・基準の策定に際しては)必要に応じて学識経験者、公認会計士その他の専門家の意見を踏まえるものとしているか」とあるが、実務基準および重要な係数については必須とすべき。アクチュアリー実務基準の策定をアクチュアリーのみ任せると、ガバナンスが弱くなる可能性がある(この点は、英国のエクイタブル社破綻に関連して公表されたモーリスレビューでも指摘されている)。よって、「実務基準および重要な係数の策定	損害保険協会	本項における係数は、法第122条の2第2項第3号の規定に基づく責任準備金の基礎となる係数のことであり、まずもって、重要な係数とそれ以外の係数との区分はないものと考えます。また、新規の策定及び重要な改廃は、外部の専門家の意見を踏まえることが必要な場合に該当すると考えます。

			に際しては、学識経験者、公認会計士、必要に応じてその他の専門家の意見を踏まえるものとしているか」とすべき。		
127	VI-1-4 調査研究、統計作成、資料収集、情報提供 (1) 調査研究等の実施	以下、「保険数理」という用語に関し、生保数理・損保数理といった狭い概念だけを指すのではなく、actuarial science（アクチュアリアル・サイエンス）と呼ばれる広い概念を指すものと理解しております。	以下、「保険数理」という用語に関し、生保数理・損保数理といった狭い概念だけではなく、一般に諸外国では actuarial science（アクチュアリアル・サイエンス）と呼ばれているような、投資やファイナンスの数理なども含む広い概念を指すものと理解しております。	(社) 日本アクチュアリー会	貴見のとおりです。

128	VI-1-5 アクチュアリー の資格 試験・資質の 向上 （1）高い水準 の行動規範とそ の実効性の確保 のための方策	ここでいう「行動規 範」とは、行動規範 規定そのもののみ ならず、それを補完 する補足的文書や 研修等も含んだ概 念であることを確 認したいと考えま す。	当会では、行動規範を定めておりますが、そ れは必ずしも具体的な行動指針や基準を定 めたものではなく、倫理規定の性格が強いも のです。諸外国のアクチュアリー会の行動規 範を見ても、行動規範として、具体的な行動 指針や基準を定めたものは例がありません。 ここでいう「行動規範」とは、行動規範規定 そのもののみならず、それを補完する補足的 文書や研修等も含んだ概念であることを確 認したいと考えます。	（社） 日本ア クチュ アリー 会	行動規範は、アクチュアリーが専門業務の実施にあたり、常に 専門職能者としてその機能を十分発揮して職責を全うし、社会 的信頼を高めるためのものであり、同行動規範の実効性を確保 するために、具体的な行動指針や基準を含め必要なすべてのも のを含むと考えます。
-----	---	---	--	-------------------------------	--